



2014年4月14日 第2014-26号

【発行】 J A M

【発行責任者】 宮本 礼一

【編集】 政策・政治グループ

TEL 03-3451-2425

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

1 回限り

## 消費税引き上げに伴い給付金支給

4月1日から、消費税が8%に引き上げられました。引上げによる影響は、所得が低い世帯ほど大きいとされています。その影響を緩和し、消費の下支えを図るために、臨時的に給付金が支給されます。

給付金は、子育て世帯を対象とした「子育て世帯臨時特例給付金」と住民税非課税世帯を対象とした「臨時福祉給付金」の二種類です。給付金を受けるためには申請が必要で、申請は2014年1月1日現在住民登録している市区町

村に対して行います。申請後、市区町村による審査が行われ、問題なければ支給が決定します。申請時期・支給時期は各市区町村ごとに異なりますが、多くの市区町村では、住民税の算定が完了するのが6月頃であるため、6月頃から申請を受け付け、順次支給が開始されると見込まれます。申請時期については、各市区町村のホームページで確認してください。

なお、支給は1回限りで、支給額は対象者1人につき原則1万円です。

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
支給対象者	2014年度分の住民税が課税されていない方 (課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合、生活保護の受給者である場合は除きます)	2014年1月分の児童手当・特例給付を受給し、2013年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方
支給対象児童		支給対象者の2014年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童 (「臨時福祉給付金」の対象となる児童、生活保護の受給者となっている児童等は除きます)
支給額	・1人につき10,000円 ・下記の方は1人につき、5,000円加算 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害手当等の受給者	対象児童1人につき10,000円

※両方の給付金の対象となる場合は、「臨時福祉給付金」が支給されます。

【2つの給付金の対象者判断チャート・所得制限限度額】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000042975.pdf>

【振り込め詐欺等にご注意！】

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/140304-1.pdf>